

第3期川崎区区民会議委員名簿

別紙1

任期：平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

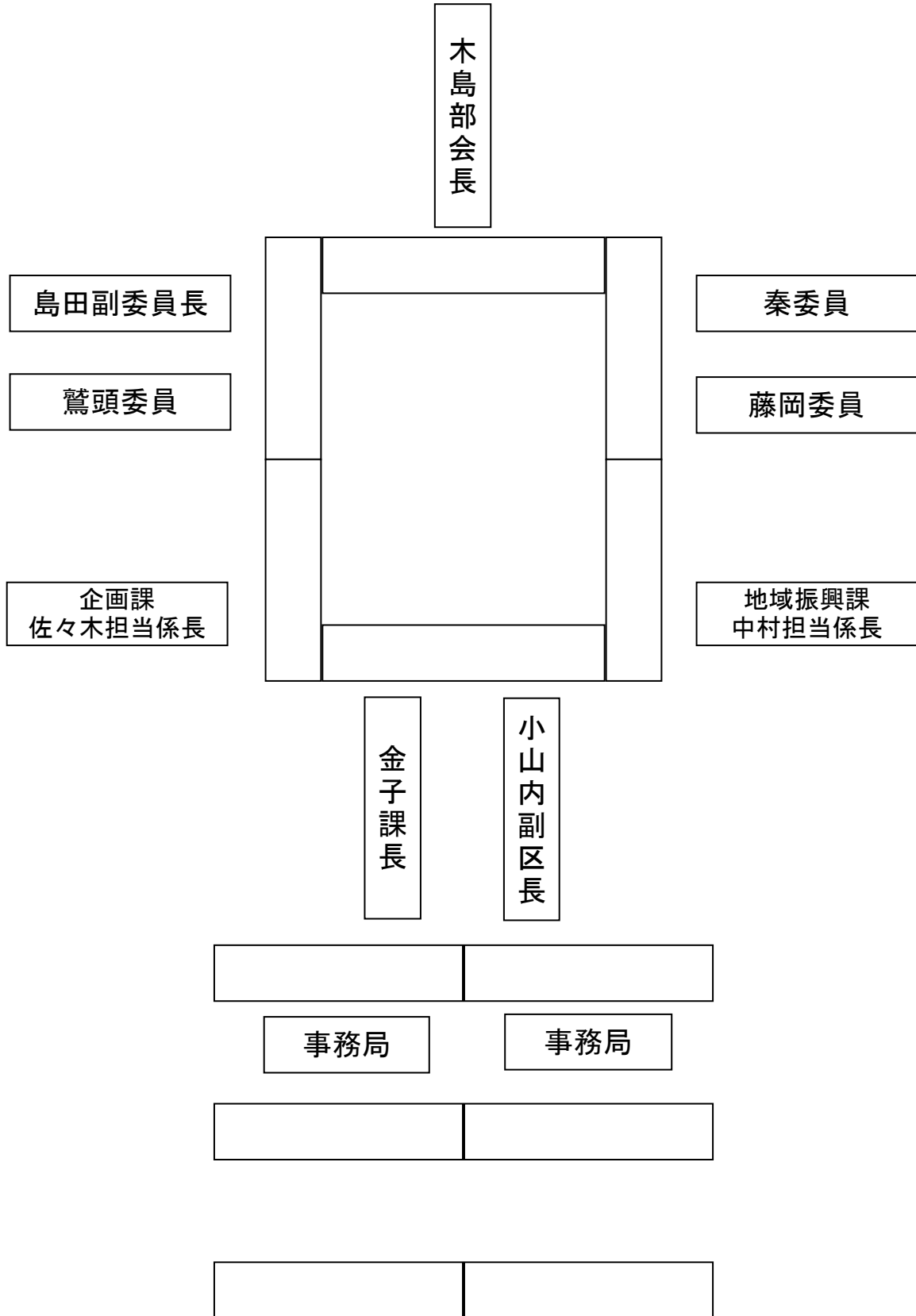
50音順、敬称略

氏名	推薦団体・分野など		専門部会			
			幹	高	子	環
あらい けいはち 荒井 敬八	川崎区文化協会	⑥文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野	○			
いしわた かつろう 石渡 勝朗	川崎区保護司会	②福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野			○	
いのくま としお 猪熊 俊夫	かわさきタウンマネージメント機関運営協議会	⑤産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野		○		
うおつ としおき 魚津 利興	川崎商工会議所	⑧その他、各区の地域特性に応じた課題に関する分野	○			
きじま ちえ 木島 千栄	公募		○			○
しまだ じゅんじ 島田 潤二	川崎区安全・安心まちづくり推進協議会	①防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野	○			
すずき しん 鈴木 真	川崎区医師会（社団法人 川崎市医師会）	②福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野			○	
すやま よしこ 須山 令子	川崎区民生委員児童委員協議会	③子育て、教育などを育て心をはぐくむ分野		○		
たなべ とみお 田辺 富夫	川崎区まちづくりクラブ	⑦地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野		○		
とみた よりと 富田 順人	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	②福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野		○		
ながしま とおる 長島 亨	川崎区連合町内会	⑦地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野				○
ぱく よんじゃ 朴 栄子	川崎市ふれあい館（社会福祉法人青丘社）	⑧その他、各区の地域特性に応じた課題に関する分野	○		○	
はた たけじ 秦 琢二	川崎区PTA協議会	③子育て、教育などを育て心をはぐくむ分野				○
はら のりお 原 紀夫	財団法人 川崎市老人クラブ連合会	区長推薦		○		
ふかさわ かおり 深澤 香織	すくすくかわさきっ子	区長推薦			○	
ふじおか れいこ 藤岡 玲子	川崎区市民健康の森 海風の森をMAZUつくる会	④緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野				○
ほしかわ たかよし 星川 孝宜	公募		○	○		
みやざき とみこ 宮崎 とみ子	公募				○	
よしの ちさお 吉野 智佐雄	特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	⑥文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野		○		
わしず たかし 鷺頭 多加志	公募					○

※専門部会欄の幹は幹事会、高は高齢者部会、子は子ども部会、環は環境部会

環境部会 座席表

別紙2



川崎区区民会議 事務連絡一覧

1 会議公開

- ・この会議は公開で開催しています
 - ・開催することを事前に公表しています
 - ・後日(おおむね1カ月後)、会議録を公開します
-

2 傍聴の注意事項

- ・全体会議は20人、専門部会は10人まで傍聴者が入場する場合があります
 - ・傍聴者は遵守事項を守り、静穏に傍聴してください
-

3 写真撮影

- ・事務局が会議の記録として写真の撮影などを行います
 - ・撮影した写真は、広報物(市政だより、ホームページなど)や報告書などに使用する場合があります
-

4 会議時間

- ・会議時間は2時間程度を予定しています
 - ・次第に沿って、途中で休憩を入れずに進行します
-

5 会議の広報

- ・審議の結果や様子を市政だよりやホームページで広報することがあります
-

6 会議録の事前確認

- ・会議録は事務局が摘録を作成し、委員などに内容の確認を公開前にお願いします
- ・発言した趣旨と異なる箇所がありましたら、お知らせください

第1回審議内容の確認(1)

前回の部会では、皆さんの意見を次の4項目に分類しました
「臨海部の活用」「地域緑化」「区のイメージアップ」「自転車シェア」

臨海部の活用

- ・川崎区の特徴である「臨海部」を上手く活用する
- ・区内に環境先進企業がたくさんあることを知ってもらい、環境意識の向上につなげる
- ・学校に通う子どもや町内会の方を対象に臨海部エコツアーを企画し、ツアー後は討論会も実施
- ・牛乳パックをトイレトペーパーにリサイクルする工程をツアーに盛り込む
- ・企業見学は見た目にインパクトがある方が効果的
- ・ゴミがとても多い
- ・子どもに対して植樹やゴミ拾い(大会)、企業見学などを実施し、子どもを通じて大人も啓発するような取り組みを実施

地域緑化

- ・地域に緑が少ない
- ・第2期でも取り組んだので、継続していきたい
- ・個人ではなく、地域全体で参加しないと効果が出ない
- ・ゴーヤーのグリーンカーテンの展開の継続・拡充
- ・プランター1個・ゴーヤー1鉢など、直接的に各家庭が実践できるものを働きかける

・区民が環境について考えるきっかけをつくりたい

・緑を愛する心とまちがきれいであってほしいという想いを子どもと共有したい

区のイメージアップ

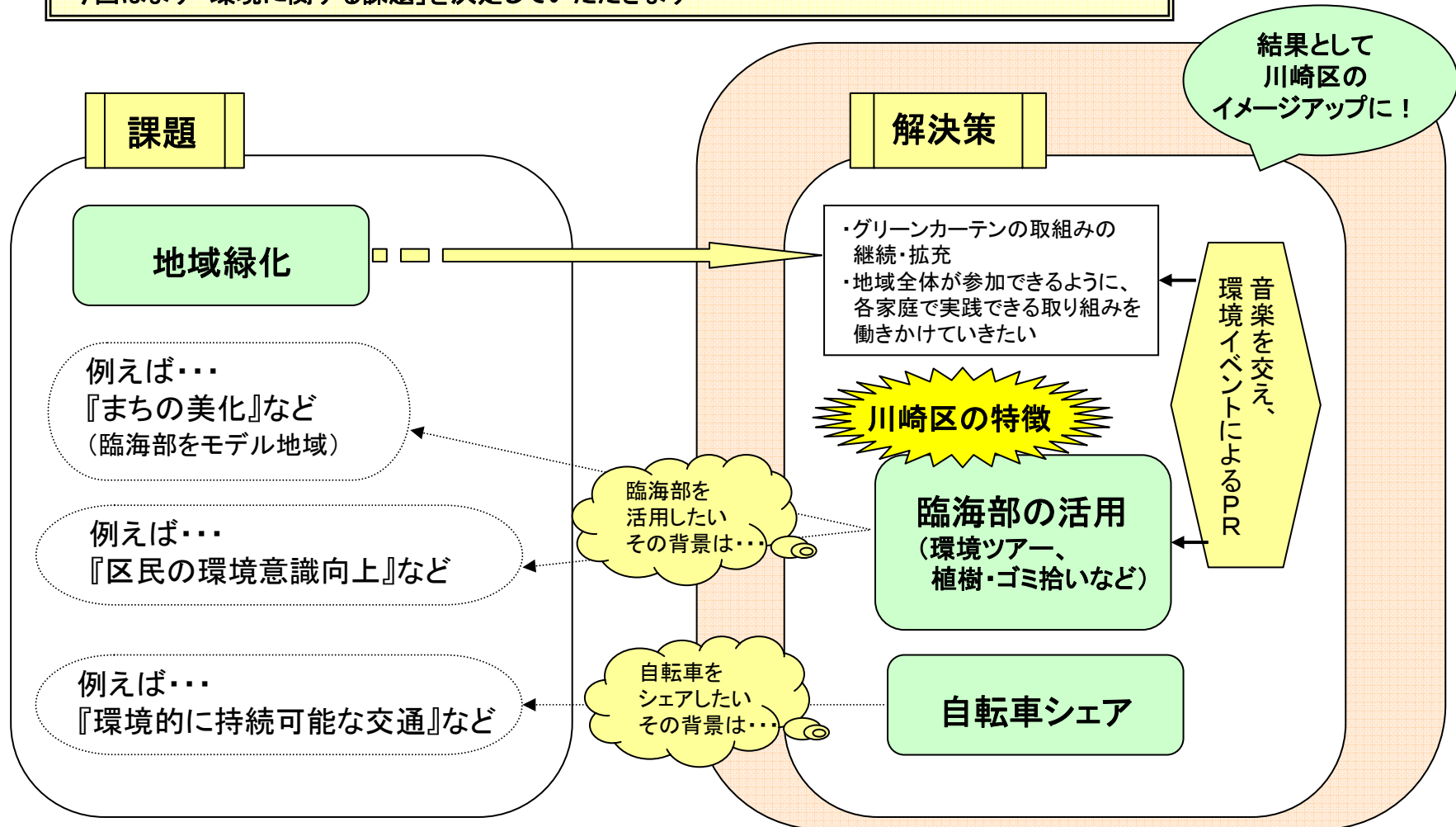
- ・音楽を通じた、区のイメージアップにつながるPRの実施
- ・音楽イベントの中で来場者へのアンケートや公開討論の実施
- ・音楽と環境を交えたイベントの実施
- ・環境の広場展等のイベント時に、学校単位でエコ自慢大会などを開催して子どもを巻き込むと、参加者数増を狙う

自転車シェア

- ・駐輪場に命名権を設定し、そこで得たお金を駐輪場運営費に回す。更に余剰金で自転車シェアを実施する
- ・自転車シェアには廃棄される放置自転車を活用
- ・シェアする自転車には企業のロゴを入れる
- ・環境という視点、さらに子どもの目線も交え、自転車をどう捉えるのかを審議・調査する

第1回審議内容の確認(2)

「臨海部の活用」「自転車シェア」については「課題」というよりは「課題“解決策”(=手段)」?
今回はまず「環境に関する課題」を決定していただきます



審議課題について

審議課題を選定する際には次の項目を考慮してください。

- ・区民のニーズが高いかどうか(重要性)
- ・区民会議が調査審議することにより、具体的な解決につながる展開が期待できるかどうか(実現性)
- ・課題の解決が緊急に求められているかどうか(緊急性)

先程の事務局からの説明を踏まえ、改めて審議課題を決定してください。

なお、審議課題は、行政でも取り組んでいない、また市議会でも議論されていない、「区民会議だからこそできる取り組み(=課題解決策)」につながる課題を選定してください(他で既に取り組んでいる事業と重複がないようにしてください)。

前回分類した審議課題

- (1) 臨海部活用
- (2) 地域緑化
- (3) 区のイメージアップ
- (4) 自転車シェア

審議課題決定

今回決定した審議課題を網羅し、かつ端的に表している、審議テーマを定めてください。

審議テーマについて

(参考) 今後、今回決定した課題に対する解決策については、次のような観点も踏まえて審議していただく必要があります。

- ①主体的に誰(どの団体)が取り組むのか
- ②長期的に継続することができるよう、今後の担い手づくりのスキーム
- ③効果的な情報発信(区民会議認知度向上)
- ④イベント実施の場合、どうやって区民を巻き込んでいくかの仕掛け

(例) 私たちが実践できる環境に優しい取り組み (※前回時点の審議課題の場合、例えばこのようなテーマが考えられるという、“たたき台”です)
(参考キーワード) 臨海部・リサイクル・循環・緑・イメージアップ・シェア などが前回時点の審議課題の場合では考えられます

平成 22 年度 川崎区エコプロジェクトの取組について

地 域 緑 化

実施中

ゴーヤーの種の配布及び「緑のカーテンづくり会員」制度の実施

- 5月6日より区役所・支所で種子を配布
- 種子配布に併せて会員を募集（6月15日現在45人）
- 会員向け情報通信「緑のカーテンづくり通信」を発行し、会員相互の情報交換・共有を図ると共に、区等が行う環境関連イベント等の情報提供を行う。

実施中

公共施設へのゴーヤーによる緑のカーテン、緑のトンネルの設置

海風の森を MAZU つくる会の協力により、以下の施設において実施

- 市役所第3庁舎空地に、緑のトンネルを設置（5月22日～9月末）
- 大師・田島支所、道路公園センター、衛生研究所、子育て支援センターむかひに緑のカーテンを設置（5月末～）

計画中

「まちを花で飾る活動」で花のプランターを設置

- 昨年度は、2地区6商店街及び海風の森を MAZU つくる会との連携により実施。
- 今年度は地域緑化に自ら取組む区民を広げるための活動内容に重点をおく。

環境意識向上のための啓発・教育

実施中

地球環境問題啓発ポスターコンクールの実施

- 参加校を募り、地球温暖化対策をテーマに小学校6年生が作成したポスターを募集
- 入賞作品30点を区役所・支所（7月7日～16日）、アゼリア広報コーナー（7月23日～8月5日）、第3庁舎1階ロビーに展示（8月2日～6日）
- 最優秀作品を印刷し、区内町内会・自治会掲示板に掲示してもらい、地域への啓発を図る。（8月中）
- 応募作品計70点を川崎区役所HPに掲載

参加校決定済

環境先進企業見学会の実施

- 小学校5年生を対象に。環境に先進的な取り組みをしている企業へのバスツアーを実施（味の素、JFEスチール、東電東扇島火力発電所等）
- 今年度で3年目、毎年4校ずつ実施。
- 学校により、併せて環境出前講座を行う。

計画中

環境イベント“環境の広場”展を開催

- 区役所で設定している環境エコ期間（8月1日～15日）の啓発活動の一環として実施
- 今年は8月4日（水）、第3庁舎南側空地にて実施予定
- 昨年度は、環境紙芝居、エコ生け花、打ち水、海風の森を MAZU つくる会活動紹介、環境パネル展示、環境啓発ポスター展示、ゴーヤー配布等

受講希望団体募集中

環境出前講座を実施

- 希望する区民団体を対象に実施

平成22年度地球環境問題啓発ポスター

川崎区区民会議環境部会からのメッセージについて

区内小学校6年生が地球温暖化対策をテーマにポスターを作成しました。70点の応募作品の中から選ばれた最優秀作品1点が印刷され、区内町内会・自治会掲示板に8月中掲示されます。それに添えられる区民会議環境部会からのメッセージの決定をお願いします。

今年度のテーマは「地球温暖化対策」

今年度案

川崎区区民会議 環境部会からのメッセージ

- 1 あなたができる身近な「エコ」が地球の未来を守ります。
みぢか えこ ちきゅう みらい まも
- 2 家庭でできる「エコ」、ムダを見直すきっかけづくりにしてみませんか。
かてい えこ むだ みなおす
- 3 未来へ残そう、豊かな地球
みらい のこ ゆた ちきゅう
—一人ひとりの行動が私たちの地球を守ります。
ひとり こうどう わたし ちきゅう まも
- 4 未来へ残そう、青い地球
みらい のこ あお ちきゅう
—一人ひとりの小さな行動がみんなの地球を守ります。
ひとり ちい こうどう ちきゅう まも
- 5 わたしが変える！地球の未来
か ちきゅう みらい
—一人ひとりの行動が未来の豊かな地球を創ります。
ひとり こうどう みらい ゆた ちきゅう つく

<参考>

昨年度の「地球環境とエコ」部会からのメッセージ

「地球環境問題解決にむけて、一人ひとりが身近にできることから始めましょう」



抜粋資料

川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策基本計画(案)

平成 22 年 5 月



5

基本方針に基づく 11 の施策

本対策では、3つの基本方針に基づき11の施策を推進します。この11の施策を連携させて推進していくことで、「魅力あるまち」の実現を目指します。

基本方針 1

安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

- 1 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備
- 2 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保
- 3 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制
- 4 自転車通行環境整備に向けた取り組み

基本方針 2

適正な自転車利用の誘導

- 5 放置自転車の撤去の徹底
- 6 交通体系を考慮したバス交通の利用促進
- 7 コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み
- 8 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

基本方針 3

効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

- 9 利用目的に応じた駐輪場の整備
- 10 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定
- 11 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討

適正な自転車利用を促進するために、コミュニティサイクル等の導入の可能性を検討します。

施策概要

コミュニティサイクルとは、共用の自転車を通常のレンタサイクルのように借りた施設に返すだけでなく、他の貸出施設でも貸出・返却をすることが可能な面的な公共交通システムであり、現在、国内外各地において取り組みがなされています。

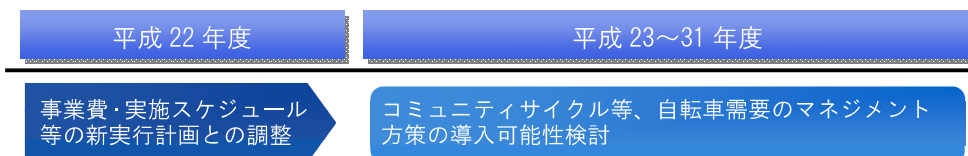
このコミュニティサイクルでは、自転車を自由に貸出・返却することができることにより、短時間移動の利便性の向上が図られるほか、また、効率的な運用により、1台の自転車を複数人で使用することで、1人が1台使用するのに比べ、駐輪場の必要台数や放置自転車の削減につながることも期待できます。

本対策では、このような利点を踏まえ、コミュニティサイクル等の導入の可能性についても検討を行っていきます。

実施事項

- コミュニティサイクル等の導入に向けて、交通手段としての有効性や採算性などを検討します。

施策の推進に向けた取り組み



※フロンティアプラン新実行計画の策定（H22）と連携を図り、実施内容・事業費・スケジュールを新実行計画と調整し取組を推進

横浜都心部コミュニティサイクル社会実験

「横浜都市交通計画」および「横浜市脱温暖化行動方針 CO-D030」に位置づけられた自転車施策を推進するための取組として、横浜都心部におけるコミュニティサイクルの導入を検討するにあたり、様々な情報を得るために、以下の社会実験が実施されました。

- ・実験エリア : 横浜都心部（みなとみらい21～関内、山下町地区）
- ・実験実施期間 : 平成21年10月29日（木）～11月30日（月）
- ・規模 : 自転車100台、サイクルポート10ヵ所
- ・ターゲット : 観光（来街者）利用、業務利用、私事利用
- ・利用対象年齢 : 中学生以上の方
- ・システム : ICカードの認証による貸出・返却システム
- ・サイクルマップの配布 : 利用方法、観光スポット、自転車利用のルールやマナーなどを記載したマップを作成し、利用者に配布

●コミュニティサイクルのイメージ



●社会実験の様子



出典：横浜都心部コミュニティサイクル社会実験 サイクルマップ

撤去放置自転車等の保管・返還業務等について

1 撤去放置自転車等の保管業務

撤去され保管所まで運ばれた自転車等は、保管所への引渡し後、保管所の管理下におかれます。保管された放置自転車等は、直ちに登録番号（防犯登録番号）、車体番号を調べ、保管所整理番号を付して管理されます。自転車等は、個人の財産として保管管理しなくてはなりません。そのため、保管所での窃盗被害などを想定した厳重な管理が求められます。保管管理は返還業務の一環として、返還業務の時間帯のみおこなっています。それ以外の時間帯は警備会社への機械警備委託によって、盗難防止などの管理をおこなっています。

保管所での窃盗は、被撤去者が保管料を払わないで持ち帰ることも含まれます。

2 撤去放置自転車等の返還業務

返還は、被撤去者が保管所で本人の自転車等であることを証明し、所定の手続きと撤去保管等に係る費用を支払うことで受けられます。盗難車の場合は、被撤去者が被害者として盗難の証拠品を警察から貰い受ける旨の手続きを経て、返還が受けられます。

3 撤去放置自転車等の処分（競売・廃棄・海外供与）

撤去された自転車等で引取りのないものは、何らかの処分がされます。処分にはその利用価値により、次の項目のとおり、再利用等を行っております。

1 次売却

質の高い自転車は、神奈川県自転車商組合に保管所毎に競売され、市内の自転車販売店（45 店）でリサイクル自転車として、点検・整備のうえ、防犯登録後販売されます。

2 次売却

利用価値のある自転車は、海外販売の条件（国交のある国）を付して、競争入札により、業者に売り払います。その際、利用価値のない自転車も無償で業者に引き渡します。

海外供与

市町村長により「不用品」の認定がされたものを再利用する目的で海外に供与する場合があります。供与における条件は、供与の目的が国際支援であり使用が公共の用に供されること、供与に要する費用全てを受け入れ側の負担とすること、供与する自転車等は現状のままで引渡し、これによる瑕疵の責めは引渡し側で一切負わないこととされます。本市では昭和 63 年以降から 10 カ国に、約 1 万台の無償供与をおこなっています。

【撤去放置自転車等の保管所】

保管所名	保管象区域	規模
塩浜自転車等保管所	川崎駅東口、大師線沿線	4,300 台
日進町自転車等保管所	浜川崎沿線、区内の放置禁止区域外	561 台

引取り時間 火曜日～日曜日（休みは、月曜日、祭日、12月29日～1月3日）
午前11：00～午後7：00

撤去保管費用 自転車 2,500 円
原動機付自転車 5,000 円
自動二輪車 10,000 円

【 放置自転車等撤去・処分状況 】

（平成20年度）

	撤去台数	引取台数	1次売却	2次売却	バイク売却	海外供与
自転車	70,812	35,373	1,911	30,007		1,367
バイク	1,089	722			120	
計	71,271	36,095	1,911	30,007	120	1,367

返還率：51%（自転車50%・バイク66%）

【 過去10年における川崎市内の放置自転車台数等の経年変化 】

年度	駐輪場数	駐輪場利用台数	放置自転車台数	駅利用台数	駐輪場収容台数
H12	139	43,799	21,310	65,109	50,895
H13	137	43,436	19,689	63,125	50,797
H14	138	46,655	20,326	66,981	52,819
H15	145	52,642	20,751	73,393	53,838
H16	150	54,045	22,717	76,762	54,092
H17	157	55,545	22,392	77,932	56,260
H18	159	56,584	17,857	74,441	58,397
H19	166	61,944	14,765	76,709	61,594
H20	175	59,613	13,026	72,639	63,427
H21	175	59,986	15,742	75,728	63,823

【撤去放置自転車等の保管・返還の法的根拠】

自転車等法

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

第6条第2項 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【撤去放置自転車等の売却の法的根拠】

自転車等法

第6条第3項 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買い受け人がないとき又は売却できないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

【放置自転車等の所有権帰属の法的根拠】

自転車等法

第6条第4項 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。